

商品概要説明書

わかばローン

2022年4月1日現在

<p>ご利用いただける方(借入条件)</p>	<p>次の条件を満たしている個人を対象といたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当金庫の会員、または会員資格を有し、申込時年齢が満20歳以上の個人の方 ・安定した収入のある方 ・(一社)しんきん保証基金の保証を受けられる方 ・申込時に、申込人本人における <ul style="list-style-type: none"> ①給与振込 ②公共料金(電気・電話・水道・ガス(プロパンガスを含む)・NHK)3種目以上(クレジット決済も可) ③カードローン「おてがる」 ④しんきんカードのうち、2項目以上のお取引のある方 <p>なお、②、③、④のお取引については、新規のご契約も可</p>
<p>お使いみち</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・健康で文化的な生活を営むために必要な資金で次に該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ①申込人または申込人の配偶者、直系尊属(配偶者の直系尊属を含む)、子、孫、兄弟が必要とする資金 <ul style="list-style-type: none"> ※申込日時点で、支払日から1ヵ月以内のものに限り支払済資金も可 ②申込人が①を用途として当金庫から借り入れたローン(借換直前3ヵ月の約定返済で、3営業日以上履行延滞が1度もないものに限り)の借換え資金(借換えに伴う繰上返済にかかる手数料を含む) ※他金融機関から借り入れた当座貸越型消費者ローンの借換え資金は対象外です。 <p>ただし、次のいずれかに該当するものは対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式取得資金 ・投機的な性格の資金 ・税金支払資金 ・転貸資金 ・旧債返済資金(上記②に該当するものは除きます)
<p>ご利用限度額</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1万円以上500万円以内(1万円単位)
<p>ご利用期間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・6ヵ月以上10年以内(1ヵ月単位)
<p>ご融資利率</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当金庫所定の利率とさせていただきます。(変動金利) <p><<金利変動の基準と頻度>></p> <p>借入後の利率は、ご利用期間が5年以内の場合は当金庫中期最優遇貸出金利の、また5年を超える場合は当金庫長期最優遇貸出金利の変更に伴い、その変動幅と同じだけ引き下げ、または引き上げられます。</p> <p>変更後の新利率は、ご利用期間が5年以内の場合は当金庫中期最優遇貸出金利の、また5年を超える場合は当金庫長期最優遇貸出金利のそれぞれの改定日から1ヵ月後の応当日を経過し、最初に到来する約定返済日の翌日以降に適用させていただきます。</p>
<p>ご返済方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月元金均等または元利均等割賦返済(6ヵ月以内の元金返済据置可) <p>※融資金額の50%以内の金額については、6ヵ月ごとのボーナス返済併用もご利用いただけます。</p>

稚内信用金庫

商品概要説明書

わかばローン

2022年4月1日現在

保証人・担保	<ul style="list-style-type: none">・(一社)しんきん保証基金が保証致しますので保証人、担保は必要ございません。
保証料	<ul style="list-style-type: none">・(一社)しんきん保証基金が定める保証料は、ご融資利率に含まれます。
返済試算額の 入手方法	<ul style="list-style-type: none">・返済額の試算は、窓口またはホームページでご照会ください。
苦情処理措置 紛争解決措置	<p><苦情処理措置> 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または法令等遵守委員会(9時~17時、電話:0162-22-0625)にお申し出ください。</p> <p><紛争解決措置> 札幌弁護士会(電話:011-251-7730)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記法令等遵守委員会、北海道地区しんきん相談所(9時~17時、電話:011-221-3273)または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、各弁護士会に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京の三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京の三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫法令等遵守委員会にお問合わせ下さい。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none">・お申込みに際しては、事前に審査をさせていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もございますので予めご了承下さい。・お使いいただく資金については、原則支払先へお振込いただきます。・現在のご融資利率につきましては、窓口へお問合わせ下さい。